

地方公務員等共済組合法施行令等 の改正案について

被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

<主要項目>

- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。
ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

- (1)~(5)：平成27年10月
- (6) 公務員の恩給期間に係る追加費用削減：平成25年8月1日

「年金払い退職給付」の概要

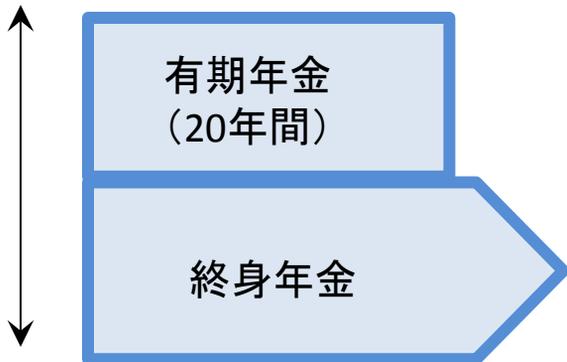
地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

(平成25年11月16日成立・26日公布 平成24年法律第97号)

- 半分は有期年金、半分は終身年金（65歳支給（60歳まで繰上げ可能））。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択（一時金の選択も可）。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定（労使あわせて1.5%）。
※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金との乖離を抑制する仕組み。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。

「年金払い退職給付」のイメージ

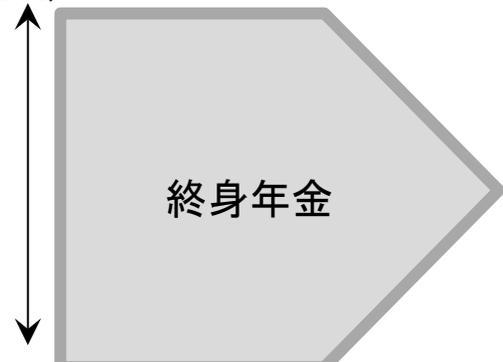
モデル年金月額
約1.8万円/月(想定)



【積立方式】

(参考) 現行の職域部分

モデル年金月額
約2万円/月



【賦課方式】

※ モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提をおいて試算。

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令案の概要

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下、「一元化法」という。）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第97号。以下、「改正地共済法」という。）の一部の施行に伴い、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）等の一部の改正を行う。

1 改正概要

(1) 一元化法による主な改正事項

イ 共済年金（長期給付）に関する規定の削除

- ・ 現行の共済年金に係る規定について削除。

ロ 制度的差異の解消（標準報酬制の導入、長の加算特例の廃止、在職支給停止 等）

- ・ 給付額の算定基準について現行の給料をベースとした「手当率制」から、厚生年金等で採用されている「標準報酬制」に移行することに伴い規定を整備。
- ・ 現行、長の期間が12年以上の場合には退職共済年金の額に一定額を加算していた長の加算特例について廃止することから、現行の規定を削除。（経過措置については、経過措置政令で手当。）
- ・ 一元化後の在職支給停止については、厚年法の規定に基づいて行われることとなることから現行規定を削除。

ハ 実施機関積立金等の管理及び運用

- ・ 積立金の管理運用に関し必要な事項（資金の運用方法）等について規定。

(2) 改正地共済法による改正事項

イ 退職等年金給付に係る政令委任事項の規定を整備

- ・ 付与率、基準利率、年金現価率を定めるために法で規定されている事項のほか勘案すべき事項について規定。
- ・ 退職年金の繰上げ・繰下げの請求があった際に必要な事項、その他技術的な読替え等について規定。
- ・ 禁固以上の刑や懲戒処分を受けた組合員の年金の支給停止について規定。

ロ 退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用

- ・ 積立金の運用に関し必要な事項（資金の運用方法）等について規定。

ハ 国・地方の財政調整（財政調整拠出金等）

- ・ 平成16年から国共済と地共済については、財政単位が一元化されているが、両共済の成熟度の違いから生じる費用負担の差を平準化することを目的として行う財政調整に関して必要な規定を整備。

2 施行期日

平成27年10月1日

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令案（仮称）の概要

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（平成24年法律第63号。以下、「一元化法」という。）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第97号。以下、「改正地共済法」という。）の施行に伴い、改正前の地方公務員共済組合法による長期給付等に関する所要の経過措置の整備を行う。

1 改正概要

(1) 一元化法の施行に伴う主な経過措置

イ 在職支給停止

- ・一元化後は在職支給停止について、厚年法を適用することとし、（既裁定の退職共済年金も含めて）支給停止を判定することとなることから、その算定に際し必要な規定の整備を行う。

ロ 積立金の当初額

- ・一元化法施行時に現行の長期給付積立金を実施機関積立金及び経過的長期給付積立金に仕分ける当初額を算定するにあたり必要な規定を整備。
- ・地共済内の組合別の積立金の当初額の算定に関し必要な規定を整備。

ハ 旧職域部分（未裁定者）に係る経過措置

- ・旧職域階部分については、一元化法施行後においても、施行日前の組合員期間に応じて改正前地共済法に基づき支給される。
- ・その際、基本的には厚生年金と併せて支給されることから、その取扱いを合わせる等、必要な規定を整備。

ニ 改正前地共済法による年金（既裁定者）に係る経過措置

- ・一元化法施行前に共済年金の受給権が発生している者には、引き続き改正前地共済法に基づく年金が支給されるが、その際に必要な規定の整備を行う。（額の改定、在職支給停止等一部の規定は厚年法を適用。）

ホ 地方公共団体の長（新規裁定者）に係る経過措置 <地共済独自規定>

- ・長の加算特例は一元化により廃止されるが、一元化法施行前の長の期間を有する者については、施行前の長の期間に応じて経過的に支給する経過措置が設けられたことから、その際に必要な規定を整備。

ヘ 併給調整の経過措置（退職等年金給付及び旧職域部分等）

- ・退職等年金給付と旧職域部分の両方の受給権を有する者については、併給調整により一部支給停止を行うため、その際必要な規定を整備。

ト 追加費用あり者（新規裁定者）年金額の削減

- ・一元化後に年金受給権を有することとなる追加費用期間を有する者について、厚年法計算による年金及び年金額の削減を行うために必要な規定を整備。

(2) 改正地共済法の施行に伴う経過措置

- イ 改正地共済法附則（経過措置）に定める政令委任事項を規定**

2 施行期日

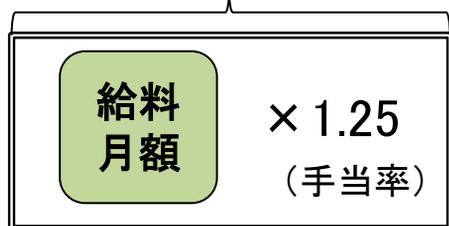
平成27年10月1日

標準報酬制への移行について(概要)

現 行

○給付額の算定基準として、手当率制を採用

【保険料の算定基礎】



× 保険料率 = 保険料

組合員の掛金

(労使折半で負担)

事業主
(地方公共団体)
の負担金

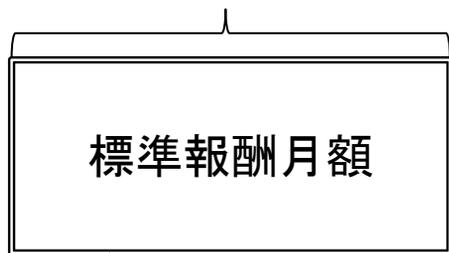
地共済制度固有の改正事項

一元化後

○地共済の長期給付が厚生年金となることに伴い、厚生年金が採用している標準報酬制に移行

○短期・長期・福祉の3事業一体による効率的な事務処理という観点から、短期・福祉事業についても標準報酬制に移行

【保険料の算定基礎】



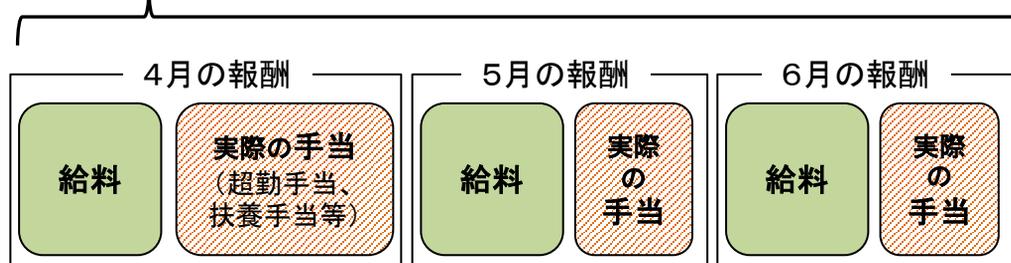
組合員の掛金

(労使折半で負担)

事業主
(地方公共団体)
の負担金

【等級表】に当てはめる

4月～6月の報酬の平均額



※ 標準報酬月額は、原則、年1回決定され(「定時決定」という。)、その年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とされる。

※ 定時決定の他に、定期昇給等で報酬が大きく変動した場合には標準報酬月額を改定する「随時改定」等がある。

標準報酬制への移行について(政省令の改訂方針)

基本的な考え方

被用者年金一元化法により、厚生年金と共済年金との制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えることで差異の解消が行われたところ。

この考え方にならい、標準報酬制に係る差異について、公務員給与制度等を踏まえた取扱いを除き(※)、厚生年金に揃えることを基本とする。

(※)公務員給与制度等を踏まえた取扱いの例

- ・人事院勧告等に基づく給与改定の遡及適用時における標準報酬の取扱い
- ・育児短時間勤務等、法令に基づく勤務形態に係る標準報酬の取扱い

主な改正内容

手当率についての規定
(施行令第23条、施行規則第2条の3等)

削除

短期給付に係る所要財源率の算定(施行令第28条、第29条)
基礎年金拠出金に係る費用の公的負担(施行令第29条の2)

標準報酬を用いた
算定方法に変更

給付に係る請求書等の各種手続き(施行規程等)

様式や記載内容の変更、標準報酬の決定又は改定に係る手続き(基礎届の提出や組合員への通知等)の新設等、手続き規定の整備

《施行に伴う経過措置》

- 休業給付について、施行日以後に給付事由が生じた休業給付については改正後の規定を適用し、施行日前に給付事由が生じた休業給付についてはなお従前の例による等の経過措置を規定
- 任意継続組合員の特例について、施行日前に退職した者に対する任意継続掛金の算定についてはなお従前の例とする等の経過措置を規定

(参考) 経過措置の具体的内容

休業給付に関する経過措置

施行日以後に給付事由が生じた休業給付については改正後の規定を適用し、施行日前に給付事由が生じた休業給付についてはなお従前の例によることとする。

また、施行日前に退職した者に支給される傷病手当金及び出産手当金でその給付事由が施行日以後に生じたものの支給額の算定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることとする。

【一元化法による改正イメージ(参考)】

休業給付の種類	現行の規定	改正後の規定
傷病手当金 出産手当金	1日につき 給料日額 × 2/3 × 1.25	1日につき 標準報酬の日額 × 2/3
休業手当金	1日につき 給料日額 × 60/100	1日につき 標準報酬の日額 × 50/100
育児休業手当金 介護休業手当金	1日につき 給料日額 × 40/100(※) × 1.25	1日につき 標準報酬の日額 × 40/100(※)

※育児休業手当金は、当分の間の措置として最初の180日は67/100、残りの期間は50/100とされている

任意継続組合員の特例に関する経過措置

任意継続組合員に適用される標準報酬は【退職時の標準報酬】と【1月1日における任意継続組合員の属する組合の組合員の標準報酬の平均額】のいずれか少ない額となるが、施行日前に退職した者に対する任意継続掛金の算定についてはなお従前の例によることとする等、必要な経過措置を設ける。

	掛金の生じる年度	退職時の標準報酬	いずれか少ない額	組合員の標準報酬の平均	定款で定める率
施行日前に退職	27年度	給料の額		H27.1.1における平均給料	改定前の率
	28年度	給料の額 × 1.25		H28.1.1における平均標準報酬	改定後の率
	29年度	給料の額 × 1.25		H29.1.1における平均標準報酬	改定後の率
施行日以後に退職	27年度	標準報酬の月額		H27.1.1における平均給料 × 1.25	改定後の率
	28年度	標準報酬の月額		H28.1.1における平均標準報酬	改定後の率
	29年度	標準報酬の月額		H29.1.1における平均標準報酬	改定後の率

「年金払い退職給付」に係る給付制限（案）の概要

現行の職域加算額に係る給付制限

職域部分を対象とし、以下の額が5年間支給停止する。

○懲戒処分（免職）、禁錮以上の刑等に処せられたとき

$$\text{支給停止額} = \text{職域加算額} \times 1/2 \quad (\ast)$$

※ 1 免職等の場合は、当該処分に引き続く組合員期間の分のみ対象

2 禁固以上の刑の執行を受けるときは、刑の執行が終わるまで全額を停止

○懲戒処分（停職）

$$\text{支給停止額} = \text{職域加算額}$$

$$\times (\text{停職期間の月数} / \text{組合員期間の月数}) \times 1/4$$

【免職】

$$\text{支給停止額} = \text{職域加算額} \times 1/2$$

組合員期間 A

懲戒免職

【停職】

$$\text{支給停止額} =$$

$$\text{職域加算額} \times a/A \times 1/4$$

組合員期間 A

停職期間 a

【現行の給付制限の問題点】

- ・ 懲戒処分（停職）について、支給停止額が少額となりすぎ、服務規律維持の効果に疑問
- ・ モデルケース（標準報酬月額36万円、組合員期間480月、停職3ヶ月）における支給停止額
⇒ 支給停止額：月額・・・31円、5年間総計・・・1,860円

< 「年金払い退職給付」に伴う給付制限の見直し（案） >

○ 「年金払い退職給付」について、対象となるのは、退職年金、公務障害年金、公務遺族年金。

○ 退職年金については、終身年金のみを対象として給付制限を行う。

（有期年金は受給年数の選択や一時金での受給もできるため。）

○ 支給停止額については、現行制度の問題点も踏まえ、計算方法を見直し。

「年金払い退職給付」の給付制限（案）

「年金払い退職給付」を対象とし、以下の額を5年間支給停止する。

○懲戒処分（免職）、禁錮以上の刑等に処せられたとき

$$\text{支給停止額} = \text{終身退職年金額} \quad (\ast)$$

※ 終身退職年金は退職年金の1/2相当額

○懲戒処分（停職）

$$\text{支給停止額} = \text{終身退職年金額} \times (\text{停職期間の日数} / 365) \times 1/2 \quad (\ast\ast)$$

※※ 停職期間が1年（365日）の場合に支給停止額が免職の場合の1/2

【免職】

$$\text{支給停止額} = \text{終身退職年金額}$$

組合員期間 A

H27. 10. 1

懲戒免職

【停職】

$$\text{支給停止額}$$

$$= \text{終身退職年金額} \times a/365 \times 1/2$$

組合員期間 A

H27. 10. 1

停職期間 a

【参考】懲戒処分（停職）の支給停止額について

・ 上記のモデルケースと年金額が同額と仮定して試算した場合の支給停止額

⇒ 支給停止額：月額・・・1,268円、5年間総計・・・76,080円

「年金払い退職給付」の給付制限関係条文

○改正後国家公務員共済組合法

第九十七条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（国家公務員法第八十二条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が退職手当支給制限等処分（国家公務員退職手当法第十四条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等（同法第五条の二第二項に規定する一般の退職手当等をいう。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部を支給しないこととする処分若しくは同法第十五条第一項第三号に該当することにより同項の規定による一般の退職手当等の額の全部若しくは一部の返納を命ずる処分又はこれらに相当する処分をいう。第四項において同じ。）を受けたときは、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。

- 2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、公務遺族年金の一部を支給しないことができる。
- 3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。
- 4 連合会は、第一項の規定により退職手当支給制限等処分を受けたことを理由として退職年金又は公務障害年金の支給の制限を行うため必要があると認めるときは、国家公務員退職手当法第十一条第二号に規定する退職手当管理機関又はこれに相当する機関に対し、当該退職手当支給制限等処分に関して必要な資料の提供を求めることができる。

○改正後地方公務員等共済組合法

第百十一条 組合員若しくは組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられたとき、組合員が懲戒処分（地方公務員法第二十九条の規定による減給若しくは戒告又はこれらに相当する処分を除く。）を受けたとき又は組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）若しくは組合員であつた者が国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けたときには、政令で定めるところにより、その者には、その組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金の全部又は一部を支給しないことができる。

- 2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられたときは、政令で定めるところにより、その者には、公務遺族年金の一部を支給しないことができる。
- 3 禁錮以上の刑に処せられてその刑の執行を受ける者に支給すべきその組合員期間に係る退職年金又は公務障害年金は、その刑の執行を受ける間、その支給を停止する。